



# 安全ニュース No. 1



## シルバー総合保険の補償内容が変わります

令和7年4月よりシルバー総合保険の補償内容が変更されました。主な変更点は以下のとおりとなりますので、お知らせします。

また、「令和7年度東京都シルバー人材連合シルバー総合保険制度のご案内」について、現在準備中です。(4月下旬発送予定)。

必ず目を通していただき、年度内は大切に保管いただけますようお願いいたします。

### シルバー傷害保険



現行補償内容(令和7年3月末まで)	→	令和7年4月からの補償内容
死亡・後遺障害：450万円		死亡・後遺障害：400万円
入院：4,500円(限度日数:180日)		入院：4,500円(限度日数:90日)
通院：3,000円(限度日数:90日)		通院：3,000円(限度日数:60日)

### シルバー賠償保険

現行補償内容(令和7年3月末まで)	→	令和7年4月からの補償内容
身体賠償(限度額)：1億円		身体賠償(限度額)：1億円
財物賠償(限度額)：2,000万円		財物賠償(限度額)：2,000万円
免責金額(会員負担金)：1,000円		免責金額(会員負担金)：5,000円

#### Q1 シルバー総合保険とは？

→センターの会員が就業する際やセンター主催の活動等に参加中、また就業先と自宅との間で負った傷害事故に対し、お見舞金を支払う「シルバー傷害保険」と、就業中に誤って他人に怪我をさせた場合や物品を破損した場合等、損害賠償責任を負うこととなった際に補償をする「シルバー賠償保険」の二つを組み合わせた保険です。

正会員は全員が加入し、掛け金はセンターが全額負担しています。



#### Q2 なぜ補償内容が変更になるのでしょうか？

→都内シルバー人材センター全体で近年事故が多発し、保険金の支払いが増加しているためです。

当センターの事故の発生件数も同様です。「安全はすべてに優先される」を意識して就業しましょう。

#### Q3 シルバー賠償保険の免責金額(会員負担金)とは？

→事故を起こした会員自身が支払う負担金です。令和7年度からは事故1件につき上限 5,000 円の負担となります(令和6年度負担額の 1,000 円から変更になります)。

例)家事援助就業中に壁を汚してしまい、清掃費用として 10,000 円を請求された場合

		令和7年3月末まで	→	令和7年4月から
内訳	保険金	9,000円		5,000円
	負担金(免責金額)	1,000円		5,000円

